

指定地域密着型サービス事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者  
各位

町田市いきいき生活部  
介護保険課長 江藤 利克

2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出について（通知）

平素から、町田市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和5年3月15日付け老発0315第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により、介護職員等処遇改善加算等の取扱いが示されました。これに伴い、当市ホームページにおいても様式例を公開いたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

- 1 提出書類 別紙1の必要書類フロー図及び当市ホームページ参照  
<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/chiikimicchaku/syogukaizenyoushiki.html>
- 2 提出方法等 電子申請システム又はメールで提出（詳細は別紙2参照）
- 3 提出期限 **2024年 4月15日（月） 厳守**

※提出期限を過ぎた場合は、いかなる事情があっても2024年4月1日または5月1日から新規算定又は加算区分の変更はできません。

※提出書類に不足がある場合は、2024年4月1日または5月1日からの新規算定又は加算区分の変更が認められない場合がありますので、漏れがないように提出前によくご確認ください。

※期限内の提出であっても、市からの訂正依頼に対して迅速に対応いただけない場合は、2024年4月1日または5月1日からの新規算定又は加算区分の変更に対応できかねます。ご担当者や事業所と円滑な連絡ができない場合（連絡がつかない、折り返し連絡がないなど）も同様ですので、ご注意ください。

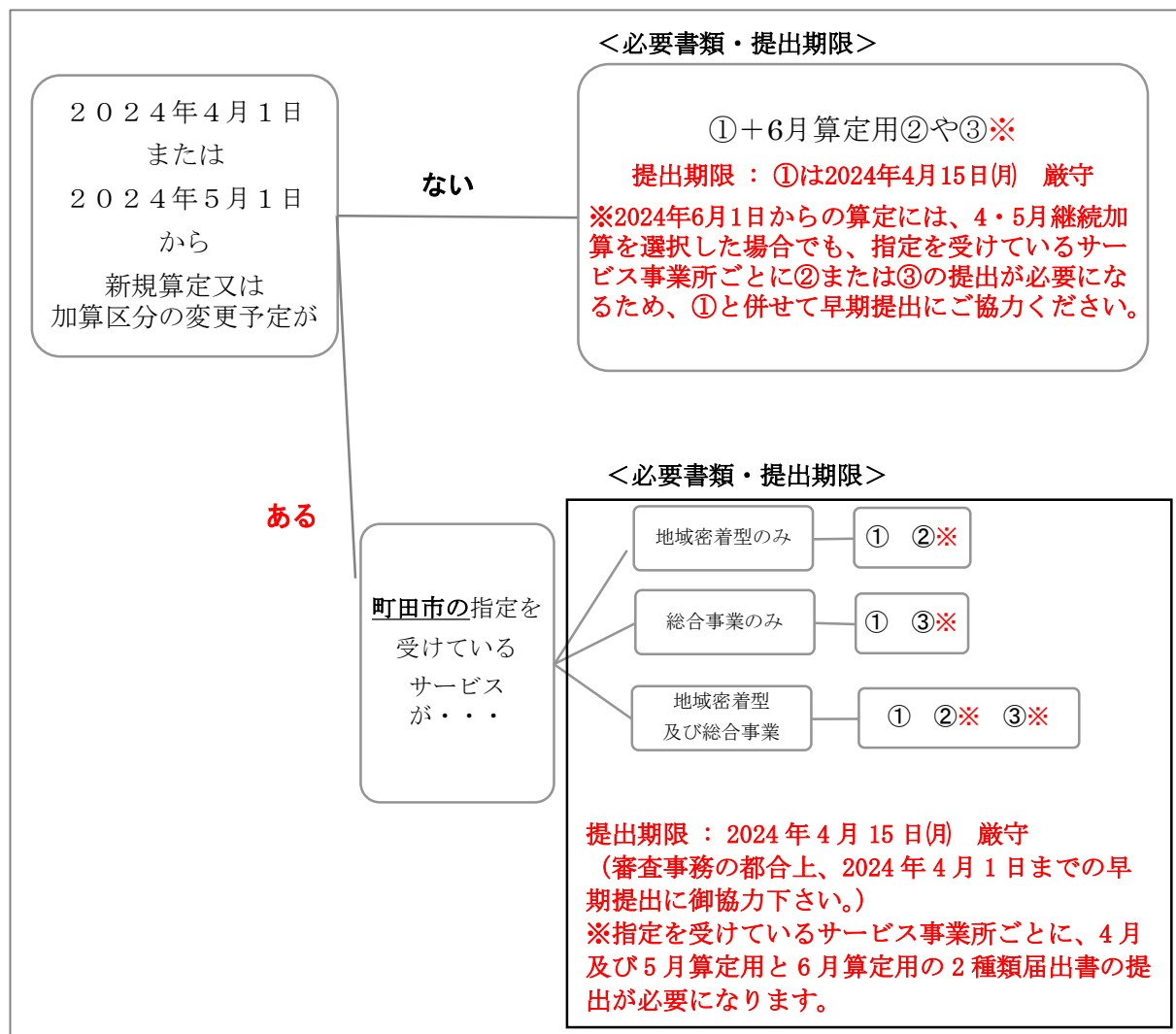
担当

町田市いきいき生活部介護保険課給付係

担 当 宮越、八木

電 話 042（724）4366

●介護職員等処遇改善加算等計画書の必要書類フロー図



必要書類	
①	・介護職員等処遇改善加算等計画書 令和6年度(国様式) 事業者の状態にあわせて、別紙2(処遇改善計画書)又は別紙6(小規模事業所用・処遇改善計画書)又は別紙7(加算未算定事業所用・処遇改善計画書・実績報告書)のいずれかを使用すること。※一般的には、別紙2(処遇改善計画書)となります。
② ※	2024年4月から5月(2024年6月から) 処遇改善加算用体制届・体制状況一覧表の中にある、 ・(別紙3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・(別紙1-3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
③ ※	2024年4月から5月(2024年6月から) 処遇改善加算用体制届・体制状況一覧表の中にある、 ・(別紙50) 事業費算定に係る体制等に関する進達書 ・(別紙1-4) 事業費算定に係る体制等状況一覧表

※要注意

2024年6月以降に介護職員等処遇改善加算をとる場合、旧介護職員処遇等の3加算を既に算定して新加算Vを選択する事業所(これまではいわゆる継続算定として計画書のみであった事業所)も、新加算IからIVを新たに取る事業所も含め、全事業所が②や③を提出する必要があります。

## ●提出方法について

**1. 電子申請システムでの提出方法について 【推奨】**

電子申請届け出システムの加算届のページを活用して申請

【加算名】2024年度介護職員等処遇改善加算等加算届

【添付ファイル】Excel ファイルで提出してください。PDF 不可

【添付ファイル名】（法人名）2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書

※添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定されたファイル名でない場合、受理できませんのでご注意ください。

例：(株式会社〇〇) 2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書

※電子申請システムでの提出方法についてご不明な場合は、電子メールにてご提出ください。

**2. 電子メールでの提出方法について**

【提出先アドレス】[ikiiki050\\_06@city.machida.tokyo.jp](mailto:ikiiki050_06@city.machida.tokyo.jp)

【件名】（法人名）2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書の提出

【添付ファイル】Excel ファイルで提出してください。PDF 不可。

【添付ファイル名】（法人名）2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書

※件名及び添付ファイル名は必ず指定された名称で提出してください。指定された件名及びファイル名でない場合、受理できませんのでご注意ください。

例：(株式会社〇〇) 2024年度介護職員等処遇改善加算等計画書

## ●その他の主な注意事項

- ・介護保険最新情報 Vol. 1215、介護職員等処遇改善加算等に関する Q&A（第1版）等の関係資料（市ホームページや本通知の添付資料）を熟読のうえ、作成すること
- ・計画書の記載にあたっては市ホームページに掲載された2024年度の届出に関する記入例を参照すること
- ※町田市では、別紙2-2から2-4の個票に総合事業の記載がない場合、一体的に実施している事業に総合事業を含んでいるとの認識で受理していました。しかし、国よりサービス種別ごとに記載が必要であるとの見解が示されたことから、記入例のとおり総合事業としての事業所の記載が必要となりましたので、ご注意ください。
- ・メール提出の場合の收受印や受理メール等については、業務効率化の観点から一切行いません。町田市がメールを受理したことを確認したい場合は、メールに開封要求をつけていただく方法で対応をお願いします。また、電子申請システムによる提出には受付開始の通知がありますので、そちらでの申請をご検討ください。